

四日市市告示第 37 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和8年2月5日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

(都市整備部道路管理課)

整理番号	路線名	起点	幅員 (m)	延長 (m)
		終点		
1	大井手41号線	大井手2丁目108-1	6.0~13.0	3.5
		大井手2丁目108-1		
2	室山7号線	室山町字垣内357-34	6.0~10.0	58.0
		室山町字垣内357-43		
3	磯津14号線	大字塩浜字向新田3120	1.0	5.9
		大字塩浜字向新田3093-3		
4	平津15号線	平津町字西川原1076-6	5.0	39.3
		平津町字西川原1076-11		
5	広永21号線	広永町字外川1341-1	4.3	20.1
		広永町字外川1341-1		
6	大矢知8号線	大矢知町字御幸林1341-8	6.4~8.8	47.3
		大矢知町字御幸林1341-6		
7	大矢知13号線	大矢知町字御幸林1341-3	4.6~9.7	70.3
		大矢知町字御幸林1341-15		
8	北27号線	楠町北五味塚字出口1728-5	5.0~9.9	2.8
		楠町北五味塚字出口1728-5		
9	北27号線	楠町北五味塚字出口1728-11	5.0~10.6	2.8
		楠町北五味塚字出口1728-11		